

議案第77号

播磨内陸広域行政協議会規約を変更することについて

播磨内陸広域行政協議会規約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年9月1日提出

加西市長 中 川 暢 三

播磨内陸広域行政協議会規約の一部を改正する規約

播磨内陸広域行政協議会規約（昭和45年播磨内陸広域行政協議会規約第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関係市町」を「構成市町」に改める。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 北播磨地区の広域的課題等の研究に関する事。
- (2) 職員研修事業に関する事。
- (3) 前2号の規定により、協議会が行うことと定められた事務の管理及び執行に関する事。

第7条第1項中「関係市町の長」を「構成市町の長」に、「関係市町長」を「構成市町長」に改める。

第8条第1項中「関係市町長」を「構成市町長」に改める。

第10条第3項中「関係市町」を「構成市町」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

第15条の見出し中「各関係市町長」を「各構成市町長」に改め、同条第1項中「各関係市町長」を「各構成市町長」に、「各関係市町の」を「各構成市町の」に改める。

第16条第1項中「各関係市町」を「各構成市町」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 構成市町が負担すべき負担金の額は、会議により定める。
- 3 構成市町は、前項の規定による負担金を毎年度開始後速やかに協議会に交付しなければならない。

第17条を次のように改める。

（歳入歳出予算）

第17条 協議会の歳入歳出予算は、前条に規定する負担金その他の収入を歳入とし、協議会の事務の執行に要する経費を歳出とする。

第18条第3項中「各関係市町」を「各構成市町」に改め、同項後段を削る。

第19条を次のように改める。

（歳入歳出予算の補正）

第19条 会長は、予算を補正する必要があると認めたときは、補正予算を調製し、会議

に付議しなければならない。

2 前項の規定による予算を補正すべき額が決定したときは、前3条の規定の例により行うものとする。

第21条第3項を削る。

第22条の見出しを「(歳入歳出決算等)」に改め、同条第2項中「各関係市町長」を「各構成市町長」に改める。

第23条第1項及び第2項中「各関係市町」を「各構成市町」に改める。

第24条を次のように改める。

(歳入歳出決算の監査)

第24条 協議会に監査委員を置く。

2 前項の監査委員は会議で定める構成市町の監査委員をもって充て、協議会の出納を監査する。この場合においては、監査委員は監査の結果を構成市町長に報告しなければならない。

第26条を削り、第27条を第26条とする。

第28条第1項中「各関係市町」を「各構成市町」に改め、同条第2項を削り、同条を第27条とする。

第29条第2項を削り、同条を第28条とする。

附 則

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

(審議資料)

播磨内陸広域行政協議会の担当事務の見直し、財務に関する規定の見直し等規約を変更することにつき、議会の議決を求めるもの。